

(1)認定申請要件許可(①～⑤)の対象エリア	問い合わせ・確認先
①森林法10条の2第1項の開発行為の許可が必要なエリア	e-かなマップ(ネット)または湘南地域県政総合センター森林課
②宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項及び第30条第1項の許可並びに宅地造成規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号) 附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第8条第1項本文の許可が必要なエリア	神奈川県砂防課
③砂防法第4条第1項(同法第3条において適用する場合を含む。)の規定に基づく制限として行う処分が必要なエリア	2025年4月時点 いずれも市内は該当地なし(最新情報は神奈川県砂防課)
④地すべり等防止法第18条第1項及び第42条第1項の許可が必要なエリア	
⑤急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条第1項の許可が必要なエリア	
(2)土地災害警戒区域(土砂災害特別警戒地域を含む。)又は土石流危険溪流	神奈川県土砂災害情報ポータル(ネット)
(3)条例において、自然環境・景観の保護を目的として、保護エリアを定めている場合	茅ヶ崎市役所景観みどり課